工事特記仕様書

（趣旨）

第１条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

・工 事 名　柏原第３区児童公園復旧工事

・工事箇所　　狭山市　柏原　地内

（共通事項）

第３条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（ 下記のいずれかに該当する工事）

① 500 ㎥以上の土砂を搬入する工事

② 500ｔ以上の砕石を搬入する工事

③ 200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④ 最終請負金額１００万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（ 下記のいずれかに該当する工事）

① 500 ㎥以上の建設発生土を搬出する工事

② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200ｔ以上搬出する工事

③ 最終請負金額１００万円以上の工事

２ 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

３ 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストＡ票、Ｂ2 票、Ｄ票、Ｅ票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第４条　受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

第５条　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第４条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

第６条　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（建設発生土の搬出・利用）

第７条 建設発生土は、場内処分を標準とする。

２ 受注者は、500 ㎥以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

３ 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・ＦＡＸ等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第８条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

○ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

２ 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

３ 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第１項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

４ 受注者は、工事の施工に当たっては、平成 14 年 3 月 18 日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第９条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。 ※使用するものを選択して使用

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)－50	表層
再生粒調砕石	40mm 以下	路盤等
再生切込砕石	40mm 以下	路盤及び構造物基礎

なお、現場から４０㎞の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（その他）

第１０条　調達する工事材料は、埼玉県産とするように努めなければならない。

（法定外の労災保険の付保）

第１１条　受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（施工にあたっての留意事項）

第１２条

・工事着手後、すみやかに事前測量を実施すること。造成高については、実施した測量結果を基に監督員と協議して決定するものとする。

・出入部、接道部については車両の通行により構造物等の破損が生じぬよう必要な措置を講ずること。また、関係者の通行に無関係な箇所への出入りができないよう必要な対策を講ずること。

（週休２日の対応）

第１３条　受注者は『狭山市「週休２日工事」に係る事務取扱要領』に基づき、履行状況を発注者へ報告するものとする。取扱要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ（トップページ）＞事業者向け情報＞入札・契約

https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/oshirase/index.html

（工事情報共有システムの活用について）

第１４条　原則、当初設計金額 50,000 千円以上の工事または受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「狭山市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとするので予め市のホームページを参照すること。

https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/oshirase/zyouhoukyouyuu.html